

令和6年度介護報酬改定に伴う加算届の提出について(6月施行サービス分)

令和6年度介護報酬改定により新設又は改定された加算(減算)について、新たに算定しようとする場合は、加算届の提出が必要です。

また、これまで算定していた加算と同じ項目又は同じ区分でも、算定要件が変更されているものがあります。その場合、新しい要件を満たすかどうか確認し、算定する場合はあらためて届出が必要です。

下の表に、届出の留意事項を記載していますので、十分ご確認ください。

【提出期限】

令和6年5月15日(水曜日) ※提出先に必着でお願いします。

○この期限までに提出された場合に限り、令和6年6月分の加算が算定できます。
(既存の加算を含む。)

サービス種別	項目	旧加算を届出済みの事業所の取扱い
全サービス	地域区分	変更する内容が地域区分のみの場合は、届出不要。
	新設された加算項目	加算届の様式「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に記載されている項目について算定したい場合は、届出が必要。届出がない場合は、「なし」、「非該当」、「基準型」又は「対応不可」とみなす。
訪問看護(介護予防) 訪問リハビリテーション(介護予防) 通所リハビリテーション(介護予防)	高齢者虐待防止措置実施の有無	新たな届出がない場合は「1:減算型」とみなす。
訪問看護	緊急時訪問看護加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。 (注)基本的に届出が必要。
訪問看護(介護予防)	専門管理加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問看護	遠隔死亡診断補助加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問看護(介護予防) 訪問リハビリテーション(介護予防)	口腔連携強化加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
訪問リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、新たな届出がない場合は「3:加算イ」とみなし、 既存届出内容が「6:加算Aロ」で、新たな届出がない場合は「6:加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4:加算Bイ」「7:加算Bロ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 (注)新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。
通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算	既存届出内容が「3:加算Aイ」で、新たな届出がない場合は「3:加算イ」とみなし、 既存届出内容が「6:加算Aロ」で、新たな届出がない場合は「6:加算ロ」とみなす。 既存届出内容が「4:加算Bイ」「7:加算Bロ」で、新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。 (注)新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

訪問リハビリテーション 通所リハビリテーション	リハビリテーションマネジメント加算に係る 医師による説明	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
居宅療養管理指導(介護予防)	医療用麻薬持続注射療法加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
居宅療養管理指導(介護予防)	在宅中心静脈栄養法加算	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
通所リハビリテーション	「施設等の区分」欄を新設	「D:大規模の事業所(病院・診療所)」「E:大規模の事業所(介護老人保健施設)」「F:大規模の事業所(介護医療院)」「G:大規模の事業所(特例)(病院・診療所)」「H:大規模の事業所(特例)(介護老人保健施設)」「J:大規模の事業所(特例)(介護医療院)」に該当する場合は、新たな施設等の区分の届出が必要となる。
通所リハビリテーション(介護予防)	業務継続計画策定の有無	新たな届出がない場合は「1:なし」とみなす。
介護予防訪問看護	緊急時介護予防訪問看護加算	「3:加算Ⅰ」に該当する場合は、新たな加算の届出が必要となる。 既存届出内容が「2:あり」で、新たな届出がない場合は「2:加算Ⅱ」とみなす。 (注)基本的に届出が必要。
介護予防通所リハビリテーション	一体的サービス提供加算	(注)新しい要件に即して届け出を行うよう留意が必要。

【提出先】

サービス種別	提出先
訪問看護(みなし指定に限る。)	福岡県保健医療介護部 介護保険課指定係 〒812-8577 福岡市博多区東公園 7-7 TEL 092-643-3322
訪問リハビリテーション(みなし指定に限る。)	
居宅療養管理指導(みなし指定に限る。)	
介護老人福祉施設	
介護老人保健施設 (みなし指定の通所リハビリテーション、短期入所療養介護を含む。)	
介護医療院(みなし指定の短期入所療養介護を含む。)	
上記以外のサービス	事業所の所在地を所管する 県保健福祉(環境)事務所

※北九州市、福岡市、久留米市にある事業所及び地域密着型サービス事業所については、各市(保険者)の介護保険担当課へ提出してください。